

岩手県選挙管理委員会告示第26号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号に規定する市町村の選挙管理委員会の指定する個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設について、次のとおり指定し、及び指定を取り消した旨、報告があった。

令和3年5月21日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

- 1（1）市町村名 盛岡市
  - （2）指定を取り消した施設の名称 盛岡市立地域福祉センター
- 2（1）市町村名 花巻市
  - （2）指定した施設の名称 成島振興センター
  - （3）指定を取り消した施設の名称 東和高齢者創作館
- 3（1）市町村名 釜石市
  - （2）指定した施設の名称 釜石市立片岸集会所、釜石市立新浜町集会所、釜石市立両石集会所、釜石市立川目集会所、本郷地区コミュニティ消防センター
- 4（1）市町村名 八幡平市
  - （2）指定を取り消した施設の名称 八幡平市西根地区体育館